中科專利商標代理有限責任公司
CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD
2026 年 10 月 07 日

2026 年に改正された「中華人民共和国商標法」は 2027 年 1 月 1 日より施行されます。

この改正商標法に関連して、**2026 年 9 月 28 日**、中国国家知識産権局（**CNIPA**）は、「商標審査審理指南（意見募集稿）」（以下「指南」という。）および「改正商標法施行に伴う関連業務の取扱規則（意見募集稿）」（以下「取扱規則」という。）を公表し、広く一般から意見募集を開始しました。

意見は、**2026 年 11 月 12 日**までに電子メール（**sg1@cnipa.gov.cn**）等の方法により提出することができます。

中国での商標登録出願において、「指南」は審査ガイドラインになりますので、その改正案の要点および注意点を紹介します。ご参考になれば幸いです。

中科專利商標代理有限責任公司 日本事務所
大阪 TEL:06-6881-5550 FAX:06-6881-5510
東京 TEL:03-3405-8001 FAX:03-6804-5630
E-mail: zhang@csptjp.com

「指南」および「取扱規則」（意見募集稿）

「指南」改正案は、上位法を根拠とし、現行商標法及び改正商標法に直接関連する内容を具体化する方針が採られています。今回の改正案では、特に下記の規定に注目されます。

1. 動き商標の出願に関する審査（新設）
2. 欺瞞性を有する商標の審査
3. 改正商標法第 19 条の悪意に関する規定に係る審査
4. 審査の中止・再開（新設）
5. 商標登録取消請求の審査（新設）

「取扱規則」改正案は、全 10 条から構成され、下記 2 点が主要な規定になります。

1. 新旧法の適用関係について、「実体面は旧法、手続面は新法」に従って取り扱うという経過措置
2. 商標法の改正内容に対応するための関連規定

以上

資料 1：「指南」主要改正案の要点および注意点
資料 2：「指南」主要改正案の条文および弊所コメント

資料 1

「商標審査指南(意見募集稿)」
主要な改正案の要点および注意点

□下編第 9 章 2～4 「動き商標」

要点

◇今回の「指南」改正案では、「動き商標」の審査・審理の章が新設され、「動き商標」の出願、分類、識別力、非機能性および同一・類似の判断等について、比較的詳細に基準が規定されています。

◇「動き商標」の出願に際しては、下記①の動画ファイルおよび②の静止画を提出し、③の動き商標の説明に加え、④の使用態様を説明する必要があります。

＜動き商標の見本及び文字による説明＞
「指南」改正案上編第 1 章 3.1.4.5.1
① 「動き商標」を収録した動画ファイル 1 点
② 「動き商標」の変化過程を十分に表す 3～9 フレームの静止画
③ 「動き商標」の文字による説明
＜商標説明及び使用態様＞
「指南」改正案上編第 1 章 3.1.4.5.2
④ 「動き商標」を商品又は役務において、どのような方法で使用するか又は、どのような場面で使用するかの説明

◇「動き商標」は、「識別力」、「非機能性」、先行商標との「同一・類似」の観点から審査されます。その要点は下記のとおりです。

① 「識別力」
「動き商標」は、単純な移動／回転／大きさ／色彩の変化、業界で一般的に使用される動き等々は「識別力」が認められず、実際の使用による「識別力」も考慮して、登録可否が判断される。

② 「非機能性」
「動き商標」は、その特長が商品の性質そのものから生じるもの、商品の技術的効果を得るために必要なもの、動的効果そのものが商品に実質的な価値を与えるものは、商標登録を認めることが適切ではないとされる。

③ 「同一・類似」
「動き商標」は、先行商標との「同一・類似」の判断において、静的な文字や図形のみならず、動きの軌跡、変化の態様、方向、リズム、時間および全体的な動的視覚効果等も比較対象になる。

□下編第 2 章 2～5 「悪意の商標出願」

要点

◇悪意の商標出願は、現行法では、①他人の知名商標の冒認出願が典型例であり、これに加え、②使用を目的としない大量の商標出願も対象になっています。

◇改正案では、その要件が「使用を目的とせず、かつ、通常の生産・経営上の必要性を明らかに超える場合」へ修正されています。すなわち、単に出願件数の多さを見るのではなく、①出願人に真実の使用目的があるか否か、②その出願行為が通常の生産・経営上の必要性を明らかに超えているか否か、これら二点が総合的に審査されます。

＜悪意出願の典型例＞

1） 自らの経営能力と明らかに不釣り合いな大量出願
2） 特別な事業資格を必要とする商品・役務についての大量出願
3） 公共文化資源や公共の地名等の大量出願
4） 他人の商業標識の大量出願

注 1）大量出願には、悪意出願に相当しない例外があります。（次の「防御出願」を参照）

注 2）商標出願において、先行商標が引用された場合、当該先行商標が本規定に基づく悪意出願に相当すれば、異議申立や無効審判を申請して潰すことにより、自己の商標を登録に持ち込むことができます。

□下編第 2 章 「防御商標出願」

要点

◇改正案では、①防御の目的のため、自らの登録商標と同一又は類似する商標を出願する場合、②現実的に予定されている将来の事業のために予め適量の商標を出願する場合は、原則として、前記の「悪意出願」に関する規定の適用対象にはならないことが明確にされています。

注）上記①②を目的とする商標出願にあたり、審査官に悪意出願の疑義が生じる場合に備えて、商標の使用予定、防御の必要性、将来事業の準備状況等々を説明できる資料を収集し保管しておくことが望まれます。

□下編第 3 章 2.8 「欺瞞性を有する商標」

要点

◇改正案では、「欺瞞性を有する商標」が具体的に規定され、その判断類型も具体化されています。

◇例えば、商標中の一部の文字、数字、アルファベットなどが、指定商品または指定役務の名称と組み合わされることにより、商品または役務の品質、機能、原料、成分、内容、製造工程、産地等々の特徴について、公衆に誤認を生じさせる恐れがある場合、「欺瞞性を有する商標」に相当する可能性があります。

注）中国への商標出願の際には、先行商標の調査のみならず、商標全体から、商品・役務の品質、機能、原料、成分、内容、製造工程、産地等々について、消費者により誤認される可能性があるか否かも、合わせて検討する必要があります。

□下編第 21 章 4. 1、4. 2 「審査の中止再開」

要点

◇改正案では、「審査・審理の中止・再開」の章を新設し、「審査・審理の中止は必要性を原則とし、引用商標またはその他の先行権利の確定が商標登録出願の査定に実質的な影響を及ぼす場合に限り、中止する」ことを明確にしています。

＜審査・審理を中止しなければならない場合の要件＞

1） 引用商標が変更、譲渡手続中であり、かつ変更、譲渡後に出願商標との間に権利の衝突が存在しなくなる場合；
2） 引用商標が既に有効期間を過ぎて更新手続中又は更新猶予期間中にある場合、並びに専用期間の満了により更新されず抹消手続中にある場合；
3） 引用商標が出願の取り下げ、指定商品・役務の削減、国際登録の放棄、国際登録の訂正手続中である場合；

4） 引用商標の登録人が登録商標の抹消を申請し、商標専用権の終了の日からまだ1年を満たしていない場合；

＜審査・審理を中止することができる場合の要件＞

5） 引用商標や引用先行権利（著作権など）の有効性の確定にあたり、別件（不使用取消請求、不使用取消復審、無効審判または関連訴訟など）の結果を根拠にしなければならない場合。

注）審査・審理の中止は、現状、審査官の裁量で運用されています。今後は、この規定に基づき、運用されることになります。

□下編第 18 章 3 「登録商標の取消事由/不適切な使用態様など」

要点

◇改正案では、商標登録の取消事由として、「三年不使用」に加え、「公衆を誤認させる態様で登録商標を使用する行為」、および、「登録商標、商標権者の名称・住所その他の登録事項を無断で変更する行為」等に関する取消手続を具体化しています。

◇「公衆を誤認させる態様での使用」に該当する例として、下記ケースが挙げられています。

1） 商標と商品名称、商標と広告宣伝用語、商標と商品包装・装飾等を組み合わせて使用し、公衆に誤認・誤購入をもたらした場合；
2） 商標と他の文字、アルファベット又は図形を組み合わせ、登録商標の本来の意味を変化させ、公衆に誤認・誤購入をもたらした場合；
3） 商標と商品の原料成分、製造工程、機能用途等を組み合わせて使用し、公衆に商品の品質等の特徴について誤認をもたらした場合；
4） その他、誠実信用の原則に明らかに反し、公衆を欺き誤導した場合。

注）商標執法部門から「公衆を誤認させる使用態様」に相当するとして期限を定めて是正を命じられた場合、その命令に対し適切に対応する必要があります。期限内に是正しない場合には、国務院商標管理部門（国家知識産権局）により商標登録が取り消されるおそれがあります。

□下編第 18 章 4 「商標権者登録情報」

要点

◇改正案では、商標権者の名称変更にもかかわらず、その変更手続を行っていない場合、商標権者の名称が商標登録簿上の名称と一致しない場合、住所変更後に適時に変更手続を行っていない場合等について、登録事項の無断変更に関する問題が生じ得ることが明確にされています。

◇特に商標執法部門から期限を定めて是正を求められた場合には、その期限内に是正する必要があります。期限内に適切に対応せず、かつ、情状が重大である場合には、国務院商標管理部門（国家知識産権局）により商標登録が取り消されるおそれがあります。

注）会社名の変更、所在地の移転、合併等が生じた場合には、中国における商標登録情報についても、適時適切に変更するようにお薦めします。

以上

資料 2

『商標審査審理ガイドライン』
（意見募集稿）

一、下編第 9 章　動き商標の審査・審理（新設）

2. 定義

本指南において動き商標とは、文字、図形、アルファベット、数字、立体標章、色彩等の視覚的要素をもって、時間的次元において連続的な動き、位置の変化、形態の変換等の方式で表現され、商品又は役務の出所を区別することができる標章をいう。動き商標には音声要素は含まれず、その中核的特徴は時間的連続性、運動的変化性、全体的識別性である。

動き商標が保護するのは動的視覚効果の全体的印象であり、動き商標の変化過程において現れる文字、図形、アルファベット、数字、立体標章、色彩の組合せ等の構成要素について単独で権利を主張する場合は、別途相応の商標登録出願をしなければならない。

本章に規定する動き商標の登録出願の実体審査には、使用禁止条項の審査、識別力の審査、非機能性の審査及び同一又は類似の審査が含まれる。

＜中科コメント＞

◇立法レベルにおいて、改正商標法第十四条には、「動き商標」を登録出願可能な商標の範疇に組み入れられた。

◇「指南」改正案では、「動き商標」を具体的に定義し、「動き商標」の保護対象を明示している。「動き商標」に現れる文字、図形等々の構成要素そのものは、保護されず、別途、商標出願を必要とする。

3. 動き商標の分類

一般的に、動き商標はその構成内容に基づき、実写映像の動き商標、製品運動の動き商標、ジェスチャーの動き商標に分類される。

（１）実写映像の動き商標
（２）製品運動の動き商標
（３）ジェスチャーの動き商標

＜中科コメント＞

◇「動き商標」の分類が列挙され、APP起動アニメーション、車載システム起動アニメーション、携帯電話起動アニメーション、映像のオープニング等のアニメーションなどが、商標権の保護を得られる「動き商標」の対象になる。

4.2 動き商標の識別力に関する審査

現在、我が国の消費者は文字、図形等の伝統的な商標を商品又は役務の出所を識別する標章とする習慣がある。動き商標は連続的に変化する動的映像として表現され、動的広告や製品展示等の内容と誤認されやすく、消費者は通常、動的映像を商品又は役務の出所を区別する標章として直接識別しない。

そのため、動き商標は一般的に固有の識別力を備えておらず、長期的又は広範な使用により出願主体と安定した関連性を生じて初めて、商品又は役務の出所を区別する機能を備えることができる。

動き商標の識別力の判定において、消費者の感知は動き商標が識別力を備えているか否かを判定する重要な要素である。

消費者の動き商標に対する識別は、まずその静的構成要素に依存する。静的構成要素は、固定可能、記述可能、比較可能な識別基礎を提供する。動き商標の静的構成要素自体が識別力を有する場合、全体として使用により動き商標の識別力を獲得しやすくなる。注目すべきは、動き商標が関連公衆の注意を効果的に惹きつけることができるのは、まさにその独特な動的変化過程がもたらす視覚効果に由来するということである。動き商標の動的効果が比較的単純である場合（静的構成要素の上下左右の平行移動、回転、又は大小・色彩の変化等）、又は動的効果が汎用的な動的効果である場合、動き商標としての識別力を有すると認定することは困難である。

動き商標の静的構成要素が識別力に欠ける場合、動的効果に対する要求は比較的高くなり、動的効果が十分に独特であるか否かを考慮し、使用証拠と結び付けて、全体として動き商標が識別力を備えているか否かを判定する必要がある。

＜中科コメント＞

◇「動き商標」の審査には、「識別性」、「非機能性」、「同一・類似」の審査が含まれる。その中で、「識別力」は、「動き商標」の商標登録出願における最も基本的な要件になる。

◇「指南」改正案では、「動き商標」が一般的には固有の識別力を備えていないことを明示している。その内在的論理について、中国の消費者は、文字、図形等の伝統的な商標を商品又は役務の出所を識別する標章とする習慣がある。「動き商標」は、連続的に変化する動的映像として表現され、動的広告や製品展示等の内容と誤認されやすい。それゆえに消費者は、通常、動的映像を商品又は役務の出所を区別する標章として直接認識しない。

◇「動き商標」のうち、その使用により、商品又は役務の出所として識別される可能性のあるものは、その商標登録出願の審査段階において、審査官は、審査意見書を発行し、出願人に使用証拠を提出させ、「動き商標」が使用により識別力を獲得した状況について説明を求めることができる。この審査官指令に対し、出願人は、使用証拠を用いて適切に応答するのがよい。

4.2.3　その他識別力を有しない場合

以下は一般的な動き商標が識別力に欠ける類型である。市場経済の発展及びデジタル化のプロセスに伴い、動き商標が商標の識別力を備えているか否かは、社会経済の発展、大衆の関連認識等の各方面と結び付けて総合的に判断する必要がある。

（１）　動き商標が公用・汎用の記号又は日常的な表現であり、社会の一般的な観念に従えば、商標としての識別力を有しないもの。
（２）　動的過程が多すぎる要素を含み、時間が長すぎるか、又は変化が速すぎ、関連公衆が明確で持続的な記憶を形成できず、商標としての識別力を有しないもの。
（３）　汎用的な動的効果のみから構成され、関連公衆に機能の提示、インターフェースの装飾等とみなされやすく、商標としての識別力を有しないもの。
（４）　汎用的な動的効果は公有領域に属し、業界で普遍的に慣用されており、ブランド特有のデザイン的特徴がなく、全社会又は同業界が自由に使用できるため、単一の主体による登録商標の独占は認められない。

①　動的効果の類型が基礎的な極めてシンプルな動的効果である場合

動的過程が極めてシンプルでデザイン性のない機械的な変化にすぎず、関連公衆に単なる視覚効果とみなされ、出所標章として識別されない。

変位類　　：左右の平行移動、上下の浮動、直線運動、緩やかなスライド。
変形類　　：拡大、縮小、引き伸ばし、収縮、単純な歪み。
透明度　　：フェードイン、フェードアウト、フェード、グラデーション透明。
光影色彩　：単色グラデーション、循環変色、明暗の点滅、基礎的な発光。
回転類　　：円環の回転、線の回り込み、幾何学図形の３６０°自転。
循環律動　：単純な呼吸灯、規則的な跳躍、等速往復。

② 動的効果の類型が業界汎用のＵＩ又はインタラクティブな標準動的効果に属する場合
インターネット、ソフトウェア、電子、ＡＰＰ、プラットフォーム類の動き商標には、これらの汎用的な動的効果が多く含まれる。

システム標準装備：ロード中の回転、プルダウン更新、プログレスバーの進行、ポップアップの出現・格納。
操作インタラクション：クリックフィードバック、スライドでのページ切り替え、ボタン押下の動的効果、アイコン状態の切り替え。
汎用提示：赤い点の跳躍、メッセージバブルの揺れ、ロード緩衝アニメーション。

当該類の動的効果は公共のインタラクティブ言語であり、市場の統一的な操作体験を保障するため、何人も独占登録することはできず、汎用的で識別力に欠けると直接認定される。

③ 動的効果の類型が既に大量の主体によって公開使用されている場合

ある領域の標準的、汎用的、慣用的な動的表現に属し、異なる経営主体を区別できない。全ネット、同業界の大量の事業者、プラットフォーム、ソフトウェア、広告において同じ動的効果が広く無料で使用されている。当該動的表現方式は業界の宣伝、製品展示の一般的な手段であり、いかなるブランド専用の限定もなく、大衆デザイン素材ライブラリによく見られるテンプレートに属する。

＜中科コメント＞

◇「指南」改正案では、登録を認めるのに不十分である動的効果について、その「識別力」（顕著性）を有しない状況を列挙している。

◇汎用的な動的効果について、公有領域に属し、業界で普遍的に慣用されており、ブランド特有のデザイン的特徴がないものは、社会又は同業界が自由に使用できるため、単一の主体による登録商標の独占は認められない。これには、次のケースが含まれる。

＜動的効果が認められない例＞

① 動的効果の類型が基礎的で極めてシンプルなものである場合
例）変位類（左右の平行移動、上下の浮動）、変形類（拡大、縮小、引き伸ばし）、透明度（フェードイン、フェードアウト）、光影色彩（単色グラデーション、明暗の点滅）、回転類（円環の回転、線の回り込み）など

② 動的効果の類型が業界汎用のUI又はインタラクティブな標準動的効果に属する場合
例）ロード中の回転、プルダウン更新、プログレスバーの進行等のシステム標準装備の動的効果など

③ 動的効果の類型が既に大量の主体によって公開使用されている場合

◇「動き商標」の動的効果をデザインする際、上記のような汎用的な表現のみを採用した場合、たとえ大量の宣伝資源を投入したとしても、使用による「識別力」を獲得するのは困難となる。

4.2.4（使用を経て顕著な特徴を獲得する）

動き商標が使用により識別力を獲得したことを証明する十分な証拠がある場合、動き商標とし

て登録することができる。

使用により商品又は役務の出所として識別される可能性のある動き商標の登録出願については、審査時に審査意見書を発行し、出願人に使用証拠を提出させ、動き商標が使用により識別力を獲得した状況について説明を求めることができる。

動き商標が使用により識別力を獲得したことの認定については、本編第四章２．４「使用により識別力を獲得したもの」の一般規則を適用する。

使用により識別力を獲得したか否かを判断する際には、商標自体の構成、指定商品又は役務の区分、関連公衆の認知習慣等の一般的な要素を考慮するほか、動き商標の静的構成要素、動的効果、使用方式、持続的使用時間、使用強度、同業経営者による同類動的効果の使用状況、関連業界の商標使用慣例、動き商標の広告宣伝とその効果及び関連公衆の認知度等の要素と結び付けて総合的に判定する必要がある。

＜中科コメント＞

◇「指南」改正案に関連して、「取扱規則（意見募集稿）」第三条の手続きにも注意すべきである。

◇すなわち、「動き商標」を商標登録出願する場合、審査官が出願人に対し、「動き商標」が使用により「識別力」を獲得した証拠資料の提出を求めれば、出願人は、その指令を受け取った日から１５日以内に証拠資料を提出しなければならない。一般の補正手続と比較して、この挙証期間は、極めて短いため、迅速な対応が求められる。

◇「動き商標」の出願人は、その使用証拠として、投入時期、チャネル、カバレッジ、公衆の認知度等を含めた情報資料を収集・保管することにより、短期間の挙証不能による権利取得の機会喪失を避けるように推奨される。

4.3　動き商標の非機能性に関する審査

商標法の機能性排除規則に従い、動き商標の動的特徴は、商品自体の性質により生じたもの、技術的効果を得るために必要なもの、又は商品に実質的な価値を備えさせるためのものであってはならず、そうでない場合は商標として登録できない。機能性の判断は識別力から独立しており、長期的な使用によっても登録することはできない。

機能性審査の中核的な目的は、商品や役務の機能的目的を達成するために必須の動作が、一部の出願人によって無限に更新可能な登録商標専用権を取得する方式で独占され、それによって同業経営者の利益が損なわれることを防ぐことである。

＜中科コメント＞

◇「動き商標」の「非機能性」の審査において、「識別力」とは違って、仮に長期的な使用があっても、「動き商標」が商品・役務の機能を有する限り、その登録は認められない。

◇それゆえに「動き商標」の出願前には、①その特長が商品の性質そのものから生じるものか否か、②商品の技術的効果を得るために必要なものか否か、③動的効果そのものが商品に実質的な価値を与えるものか否か、それぞれの観点から点検するように推奨する。

4.4.2　特有の審査原則及び静的商標との比較

動き商標の同一・類似の一般的な判定原則と方法は静的商標の判定と一致しており、分離観察、全体比較及び要部比較の方法を採用し、商標標章自体が同一又は類似であるか否かを判断する。

同時に、商標自体の識別力、先行商標の知名度等の要素を考慮する。
　動き商標特有の動的効果に基づき、さらに静的構成要素、運動変化過程及び全体的な動的効果を特別に考慮する必要がある。

（1）静的優先と動的補充
まず動き商標の顕著な静的構成要素（基礎図形、文字、色彩等）を判定し、静的構成要素が先行商標との比較で既に類似を構成している場合、直接類似と認定する。静的差異が明白である場合、さらに動的効果（運動軌跡、リズム、方向、変化方式、時間、特殊効果等）が出所を区別するのに十分であるか否かを見る。

動き商標の表現において、文字や図形等の要素は特定の時間帯にのみ出現し、その後消失するか他の要素に変化する可能性がある。したがって、標章間に類似性を生じさせる要素は、消費者がそれらを感知又は識別できるように十分な時間出現しなければならない。

（2）動的過程の完全な比較
単一のフレーム画面ではなく、動き商標のすべての動的シーケンス（キーフレーム、変化プロセス、開始・終了状態等）を比較する。単一フレームの類似は全体的な類似を意味するものではなく、全体的な動的印象を見る必要がある。

（3）複数の視覚的要素の総合判断
複数の視覚的要素を総合して判断し、視覚上は図形、文字、色彩、運動軌跡、リズムを比較し、概念上は動き商標が伝える意味、商標の連想が類似しているか否かを考慮する必要がある。

（4）汎用動的効果と顕著な動的効果の区別
業界汎用、機能的な動的効果（再生プログレスバー、ロードアニメーション等）は識別力を備えておらず、動き商標の類似判断内容とはせず、独特で顕著な動的特徴のみを比較範囲に含める。

＜中科コメント＞

◇「動き商標」が先行商標に「同一・類似」するか否かについては、静的商標の比較方法に加え、「動き商標」特有の審査原則に基づき判断される。「指南」改正案では、この点を特に明確にしている。

◇具体的には、「静的構成要素」及び「運動変化過程及び全体的な動的効果」を先行商標と比較・観察し、総合的に「同一・類似」の判断がなされることになる。

二、下編第三章　欺瞞性を帯びた商標標章の審査・審理（一部改正）

2．8　欺瞞性を帯びており、商品の品質、工芸、原料などの特徴又は産地について公衆に誤認を生じさせやすいもの

　本条にいう「欺瞞性を帯び」とは、標章がその指定商品又は役務の品質などの特徴又は出所について、固有の程度を超えた表示又は事実と一致しない表示を行い、商品又は役務の品質などの特徴又は産地について公衆に誤認を生じさせやすいことをいう。例としては、「健康」、「長寿」の文字からなる標章の使用商品として「たばこ」を指定する、「万能」の文字からなる標章の使用商品として「薬」を指定する場合が挙げられる。

　商品又は役務の品質などの特徴について公衆に誤認を生じさせやすい標章は、特に商標として又は商標の構成部分として登録出願又は使用してはならない。

　標章が当該状況に該当するかどうかを判断するには、必ず公衆の日常生活における経験に基づき、指定商品又は役務そのものの特徴に合わせて、具体的に分析しなければならない。例えば、「好土（良い土）」を指定商品「卵」に使用する場合、消費者に商品の質（等級）、品質、飼育方式などの特徴について誤認を生じさせやすいため、同類状況に該当する。

標章の中で商品又は役務の品質などの特徴について公衆に誤認を生じさせやすい部分については、たとえ専用権を放棄したとしても、標章がこの状況に該当するか否かの判定に影響を与えない。
……

※現規定を一部削除、一部追加（赤字部分）

＜中科コメント＞

◇「欺瞞性を帯びた商標」の判定要素について、元の「品質等の特徴」から「品質、工芸、原料等の特徴」へと拡充されたことは、長期にわたる商標審査の実践基準の完成である。

◇商標出願人が商標をデザインする際、この判定要素に真っ先に注意を払う必要がある。

◇例えば、商標に含まれる一部の文字、数字、アルファベット等の要素が、指定使用される特定の商品又は役務の名称と組み合わされる場合、関連公衆に誤認を生じさせるリスクが存在するか否かを判定する必要がある。特に化粧品、食品、建材等、原料や工芸に対する敏感度が高い区分においては注意が必要である。

◇それと同時に、「心機商標」の影響を受け、欺瞞性を有する商標の審査・審理の尺度は、より厳格かつ慎重なものになる。それ故に商標の権利取得は大きな困難に直面することがある。出願人は、誤認リスクを低減するため、専門の代理機関に依頼して出願前に調査・確認を行うのがよい。

※「心機商標」の意味は P15 の五の中科コメントを参照。

◇「指南」改正案では、原料、成分、品質、内容等の特徴に関する誤認状況（例 1，2 参照）を新たに追加するとともに、3つの類型の例外状況（例外 1，2，3 参照）を例示している。

- 誤認状況：

例	商標	解説
例１	古海共晶	（指定商品：凍結防止剤） 共晶技術は、冶金熱処理工業に応用される。１つの液相が一定温度下で同時に２つの異なる成分又は異なる結晶構造を結晶させるものであり、「共晶」は指定商品の技術的特徴を表している。
例２	天龙纳米 Tianlongnami	（指定商品：被服） 「ナノ」は原料、工芸を特徴づける技術用語に属し、被服商品に使用すると、関連公衆に当該被服製品がナノ素材又はナノ工芸を採用していると誤認させやすい。
例外状況１	「开山牛」	◇標章中の一部の文字が指定商品又は役務と明らかに関連性を持たず、組み合わせても誤認を生じさせない場合 （指定役務：旅行手配） 「开山牛」の文字通りの意味は旅行手配役務の特徴と一切の関連性がなく、公衆に役務の特徴について誤認を生じさせることはない。
例外状況２	钻石	◇標章中の一部の文字が指定商品又は役務と一定の関連性を有するが、誤認を生じさせるには至らない場合 （指定商品：ラジオ） ダイヤモンドはラジオの材料の一つとなり得るが、価格、希少性、製造難易度等の要素から、当該ブランドのラジオの核心部品がダイヤモ

		ンドであると誤認させるには至らない。
例外状況3	lait petits culottés	◇標章中の一部の文字が、指定使用される特定の商品又は役務を直接指し示しており、公衆が日常生活の経験に基づいて誤認を生じさせるには至らない場合 （指定商品：乳） 標章中のフランス語の単語「ｌａｉｔ」の中国語の意味は「乳、ミルク」等であり、指定商品の特徴と相反するところはなく、関連公衆は日常生活の経験に基づいて誤認を生じることはない。

三、下編第二章　改正商標法第十九条の悪意登録状況の審査・審理（一部改正）

2　解釈

２０１９年「商標法」の第四回の改正において、具体的には、第四条第一項に「使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶されなければならない」とする規定が追加された。２０２６年「商標法」の第五回の改正において、当該条項が規制する状況をさらに明確にし、第十九条第一款に調整した。

本条項の趣旨は、不当に商標資源を占有し、商標登録の秩序を乱す商標買い占め行為を断固として抑制し、商標登録出願が使用を目的とする制度の本源に復帰させることをさらに推進するものである。

「商標法」第十九条第一款に定める「使用を目的とせず、かつ明らかに正常な生産経営の必要を超えて商標登録を出願するとは、出願人が、生産経営活動の需要に基づくことなく、商標登録出願をし、真実の使用意思に欠け、不正に商標資源を占用し、商標登録の秩序を乱す行為をいう。特定主体の民事権利・利益を害するだけで、公共の利益に損害を及ぼさない場合は、この限りでない。「商標法」のその他の条項により規制される悪意のある登録に該当する場合には、その他の条項を適用する。

※現規定を一部削除、一部追加（赤字部分）

＜中科コメント＞

◇「指南」改正案には、本条文の趣旨が明示されている。中国では、今もなお、他人の知名な商標の先駆け出願や商標ブローカー等による大量出願がなされている。この規定は、そのような商標登録出願の秩序を乱す行為を断固として抑制する狙いがある。

3　適用要件

「使用を目的とせず、かつ明らかに正常な生産経営の必要を超えている」か否かの判断にあたっては、「使用を目的としない」と「明らかに正常な生産経営の必要を超えている」の二つの要件を同時に満たさなければならない。「使用を目的としない」は主観的要件であり、商標出願人が登録出願をするとき、商標を実際に使用する目的がなければ、商標を使用しようとする行為もない、又は合理的な推定により、商標を実際に使用する可能性がないと判断された場合をいう。

「明らかに正常な生産経営の必要を超えている」は客観的要件であり、出願人の商標登録出願行為が、出願人の生産経営能力、生産経営規模又は実際の生産経営状況に明らかに適合しておらず、商業慣行又は業界の常識に明らかに適合していない場合をいう。

「使用を目的とせず、かつ明らかに正常な生産経営の必要を超えている」か否かの判断にあたっては、出願人の経営範囲資質等の基本状況、商標登録出願の提出の全体状況、商標登録出願標章の具体的な構成、商標の実際の使用状況及び関連業界の特徴等多方面の要素を総合的に考慮し、商標登録出願行為が出願人の実際の生産経営能力又は実際の生産経営状況を明らかに超えているか否か、及び明らかに不当に商標資源を占有し、正常な商標登録秩序を乱す意図を有してい

るか否かを総合的に判断しなければならない。

以下の場合には、「商標法」第十九条第一款~~第四条~~を適用しない。
（１）出願人が防衛目的で、登録した商標標章と同一又は類似の商標を出願する場合
（２）現実的に見込まれる将来の業務のために、予め適量の商標登録出願をする場合

※現規定を一部削除、一部追加（赤字部分）

＜中科コメント＞

◇「指南」改正案は、「使用を目的としない悪意のある商標登録出願」行為を規定の適用要件のレベルから調整し、主観的要件である「使用を目的としない」、および、客観的要件である「明らかに正常な生産経営の必要を超えている」に区分し、主観的及び客観的要件を同時に満たす必要があるという適用規則を確立し、認定基準および裁定の尺度を明確にした。

５　適用状況

次に掲げる行為は、本条にいう「使用を目的とせず、かつ明らかに正常な生産経営の必要を超えて商標登録を出願する行為に該当する。ただし、当事者がこれに反する証拠を提示した場合を除く。

（１）出願人の商標登録出願数、区分、出願頻度等の商標登録出願行為が、出願人が属する業界の通常の操作、出願人の生産経営能力規模、出願人の実際の生産経営状況等と明らかに不釣り合いであり、かつ真実の使用意思に欠けるもの。
（２）特殊な経営資質を要する指定商品又は役務の商標を大量に登録出願し、明らかに出願人の生産経営能力を超えているもの。
（３）歴史上の文化的な著名人、古典的名著、古典的キャラクターの名称等、既に公有領域に入った公共文化資源と同一又は類似の標章を大量に登録出願するもの。

（４）行政区画の名称、山河の名称、観光地の名称、建築物の名称などと同一又は類似の標章を大量に登録出願するもの。
（５）指定商品又は役務における一般名称、業界用語、商品又は役務の品質、主要な原料、機能、用途、重量、数量などを直接的に表示する、顕著性に乏しい標章を大量に登録出願するもの。
（６）大量に商標登録出願をし、大量に商標を譲渡し、かつ、譲受人が比較的分散するもの。
（７）出願人について、大量の販売があり、商標の先使用者又は他人に事業連携の強要、高額の譲渡費用、使用許諾料又は権利侵害に対する賠償金などを請求する行為があるもの。
（８）その他使用を目的とせず、かつ明らかに正常な生産経営の必要を超えている商標登録出願行為があると認定できるもの。

その他の状況は、登録審査、異議と審判手続において適用する。

使用を目的とせず、かつ明らかに正常な生産経営の必要を超えている登録出願された商標には、出願人本人が登録出願した商標に限らず、出願人との結託共謀行為がある又は特定身分関係若しくはその他の特定の関係がある自然人、法人又は非法人組織が登録出願した商標が含まれる。
商標の譲渡は、商標登録出願人による本条項違反の認定に影響を及ぼすことはない。

※現規定を一部削除、一部追加（赤字部分）

＜中科コメント＞

◇主観的要件である「使用を目的としない」については、二つの認定経路が存在する。

一つ目は、出願人が出願時に実際に商標を使用する目的がなく、商標を使用する準備行為もないという二つの事実が同時に成立する場合；

二つ目は、主観的意図を直接証明することが困難であるが、事案の証拠に基づき、出願人が実際に商標を使用する可能性が存在しないと合理的に推断できる場合である。

◇客観的要件である「明らかに正常な生産経営の必要を超えている」について、「指南」改正案では、「大

量に商標登録出願をし…」という表現の中から「大量」という二文字を削除している。

◇審査は、もはや単純に商標出願の数量のみを判断基準とするのではなく、「出願人が属する業界、出願区分に対応する業界の特徴、業界の常識、商業慣行及び市場参入管理措置を重点的に総合考慮する」へと転換し、商標登録出願の状況が出願人自身の実際の経営とマッチするか否かが判定されることになる。これにより、過去の「出願数量が多ければ経営の必要を超えていると認定する」という審査の考え方が改められる。

◇正常に経営している企業にとって、前記の主観的・客観的要件の調整は重要な意義を持つ。すなわち、企業が防衛的または事業上前向きな商標レイアウトを行う場合、たとえ出願規模が比較的大きくても、直接的に悪意の買い占めであるように推定されるべきではない。出願人は、その使用目的、使用準備、商業的計画を備えていることを証明し、主観的な悪意の推定に反論することができる。更には、業界の慣行や自身の経営規模と結び付けて出願規模の正当性を説明し、効果的な抗弁を展開して、不当に拒絶されるリスクを低減することができる。

四、下編第二十一章　審査・審理の中止（新設）

4．1　審査・審理の中止

審査・審理の中止は必要性を原則とする。引用商標又はその他の先行権利の確定が案件の審査・審理の結果に実質的な影響を与える場合にのみ、審査・審理を中止する。
以下の条件のいずれかに該当する場合、審査・審理を中止する。

（一）　引用商標が変更、譲渡手続中であり、かつ変更、譲渡後に係争商標との間に権利の衝突が存在しなくなる場合；
（二）　引用商標が既に有効期間を過ぎて更新手続中又は更新猶予期間中である場合、並びに専用期間の満了により更新されず抹消手続中である場合；
（三）　引用商標が出願の取り下げ、削減、国際放棄、国際訂正手続中である場合；
（四）　引用商標の登録人がその登録商標の抹消を申請し、商標専用権の終了の日からまだ１年を満たしていない場合；
（五）　先行権利の確定が、審理、裁判中の別の案件の結果を根拠としなければならない場合。

以上の状況（一）から（五）はいずれも、商標異議、拒絶査定不服審判、不登録再審及び無効宣告案件に適用される。そのうち、状況（一）から（四）は審査・審理を中止しなければならない状況に該当し、状況（五）は審査・審理を中止することができる状況に該当する。

中止の原因に係る先行権利には、商標権、名称権、著作権、外観デザイン専利権、氏名権、肖像権、地理的表示及びその他保護されるべき合法的な権益が含まれる。

引用商標の権利状態に影響を与える可能性のある別の案件には、商標拒絶査定不服審判、異議、不登録再審、取消、取消再審、無効宣告、無効宣告再審案件及び関連訴訟が含まれ、商標登録審査（同日出願を含む）手続きは含まれない。

＜中科コメント＞

◇本章は「指南」の新規追加章であり、商標案件の審査・審理の中止と再開の適用状況を明確にしている。

◇審査・審理の中止は、5つの類型の状況に適用され、4つの状況は「中止しなければならない」、1つの状況は「中止することができる」であり、いずれも商標異議、拒絶査定不服審判、不登録再審及び無効宣告案件に適用される。

◇審査・審理の中止は、必要性を原則とする、すなわち、引用商標又はその他の先行権利の確定が商標

登録出願の審査・審理の結果に実質的な影響を与える場合にのみ、中止することができる。

◇今回新規追加された中止規定の実務的意義は、先行権利の状態が未確定のまま裁決が下されることを避け、手続きの空回りや、前後する裁判の認定が相反する状況が出現するのを防ぐことにある。

４．２　審査・審理の再開状況

以下の状況のいずれかに該当する場合、審査・審理を再開する。

（一）　中止の原因に係る先行権利の一部が既に確定しており、案件の結論を決定するのに十分である場合；
（二）　中止の原因に係る先行権利がまだ確定していないが、当事者が書面により明確に審査・審理の再開を要求した場合。

共有商標の当事者が審理の再開の要求を提出する場合、被代表者の書面による明確な授権がなければならない。当事者が代理人に依頼して審理の再開の要求を提出する場合、委託者の書面による明確な授権がなければならない。

以上の状況（一）及び（二）はいずれも、商標異議、拒絶査定不服審判、不登録再審及び無効宣告案件に適用される。そのうち、状況（一）は審査・審理を再開しなければならない状況に該当し、状況（二）は審査・審理を再開することができる状況に該当する。

＜中科コメント＞

◇再開メカニズムについては、中止部分の「しなければならない」と「することができる」という弐論理を引き継いでいる。

◇中止の原因に係る先行権利が既に一部確定しており、商標登録出願を審査し査定するのに十分である場合は、直ちに「審査・審理を再開しなければならない」として運用される。たとえ先行権利がまだ確定していなくても、当事者が書面で明確に再開を要求した場合は、「審査・審理を再開することができる」として運用される。

五、下編第十八章　登録商標取消事案の審査・審理（新設）

３　公衆を誤導する方法で登録商標を使用した場合の判定

以下の状況は、公衆を誤導する方法での登録商標の使用を構成する。

（一）商標と商品名称、商標と広告宣伝用語、商標と商品包装・装飾等を組み合わせて使用し、公衆に誤認・誤購入をもたらした場合；
（二）商標と他の文字、アルファベット又は図形を組み合わせ、登録商標の本来の意味を変化させ、公衆に誤認・誤購入をもたらした場合；
（三）商標と商品の原料成分、製造工芸、機能用途等を組み合わせて使用し、公衆に商品の品質等の特徴について誤認をもたらした場合；
（四）その他、誠実信用の原則に明らかに反し、公衆を欺き誤導した場合。

前述の行為が存在し、商標の法執行を担当する部門から商標登録者に期限を定めて是正するよう命じられたにもかかわらず、期限を過ぎても是正しない場合、国務院商標管理部門が法に基づきこれを取り消す。

＜中科コメント＞

◇指南改正案

今回の改正案では、「公衆を誤導する方法で登録商標を使用する」という取消事由が新たに追加された。

◇新規追加内容は、基本的に当該取消事由を構成する状況と手続きを明確にしている。その規制対象は実務において、「心機商標」と呼ばれるものである。これは、2027年1月1日より施行される改正「商標法」第五十六条に対する判断及び操作指針でもある。

◇「心機商標」の意味の解析

◇「心機商標」は、法定の概念ではなく、この用語が出現する前から、実務においては文字の分割、意味のつなぎ合わせ、レイアウト等の方法を借りて登録商標を使用し、意図的に消費者の認識のズレを生じさせ、消費の意思決定を誤導する状況が存在していた。

◇例えば、「××手擀（手打ち）」における「手擀」は、具体的な使用シーンから切り離されれば、必ずしも直ちに明らかな欺瞞性を呈するとは限らない；

◇しかし、経営者が商品（乾麺や非手打ち麺）の包装上で、字号、レイアウト、フォントにより「手擀」の二文字を強調した場合、消費者はこれを商品の工芸的特徴の記述であると極めて理解しやすく、かつ「登録商標」の文字や専用記号の加持があることで、さらに「手作り」の品質に対する信頼性の連想を生じさせる可能性がある。この時、商標が生み出す誤導効果は明らかに出所識別機能を超え、消費者が好む品質指示、さらには虚偽宣伝へと転換している。

◇したがって、「心機商標」の欺瞞性や顕著性は、多くの場合、商標の文字、指定商品区分及び通常の使用方式と結び付けて総合的に判断する必要がある。

7 公衆を誤導する方法での登録商標の使用又は登録商標事項の無断変更を取り消す具体的な手続

国務院商標管理部門は、商標法執行部門から報告された、公衆を誤導する方法で登録商標を使用する案件又は商標登録事項を無断で変更する案件について、是正命令通知書、行政処罰決定書、期限超過未是正の確認記録及び商標登録事項の無断変更類案件で情状が重大であることの説明材料等を重点的に審査し、「商標法」第五十六条又は第五十七条第一款に定める取消条件に合致する登録商標を取り消す。取消条件に合致しない場合は、取り消さず、案件を報告した商標法執行部門に通知する。

いかなる単位又は個人も、各級の商標管理業務・商標法執行を担当する部門に対し、公衆を誤導する方法で使用する違法行為について苦情申し立て・通報を行う権利を有し、各級の商標管理業務を担当する部門は苦情申し立て・通報を受け取った後、直ちに案件の手がかりを商標法執行担当する部門に転送し、同部門によって調査・処罰を行わせなければならない。

国務院商標管理部門が事案の登録商標を取り消す決定をした場合、商標登録者に書面による決定文書を送達し、当該案件を報告した商標法執行部門にその写しを送付しなければならない。商標登録者が取消決定に不服がある場合、法に基づき再審を申請することができる；再審決定に不服がある場合、法に基づき人民法院に訴訟を提起することができる。

法定期間が満了しても、商標登録者が取消決定に対して再審を申請しない場合、又は再審決定に対して人民法院に訴訟を提起しない場合、取消決定、再審決定は効力を生じる。取り消された登録商標は、国務院商標管理部門によって公告され、当該登録商標専用権は公告の日から終了する。

＜中科コメント＞

◇現在の措置と成果

前記の内容は「指南」意見募集稿で新たに追加されたものである。

国家知識産権局による「心機商標」の整備は、既に長年継続しており、中国商標網には専用の「心機商標ガバナンス」モジュールが設けられている。公式サイトの情報によれば、2026年9月30日まで、職権により無効が宣告された欺瞞性を有する商標は累計2，395件に上る。また、典型的なケースの分析から見ると、「心機商標」のガバナンス行為は取消に留まらず、商標審査、無効の各段階に関与している。公式報道によれば、2026年4月24日まで、このような商標出願の拒絶は累計127．3万件（2023年以降）に達しており、スペシャルガバナンスの力強さが伺える。

◇変化の意義

「指南」と現在のガバナンス成果から、将来の商標審査がこれによりさらに厳格になることが予想されるが、規範的な商標の登録・使用秩序と清廉な市場環境が、理性的で善意のある商標登録人の着実な経営と良好な発展にとって、より有利になることも予見できる。

以上